

「2013年度自治体キャラバン行動・要望書」について（回答）

1. 国民健康保険・救急医療について

要望項目	回答	担当課
① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）	保険料率は、見込んだ保険給付費等の国保事業に要する費用から、国・府からの交付金、補助金及び一般会計からの繰入金等を差し引いた後、保険料に賦課する必要な財源を適切に算定しています。 保険料の減免については、本市においてはきめ細やかな納付相談を通じて、世帯ごとの納付困難な状況を把握したうえで減免すべきものと考えています。 一部負担金の減免については、国基準とする要綱に基づき実施しています。療養期間が長期に及び場合等には、生活実態に留意しながら適切な福祉施策を利用いただくことが重要と考えています。 減免制度の周知については、保険料納入通知書やパンフ、ホームページに「支払いが困難なときは早めに相談をしていただく旨等」の記載をし、実際の相談については、定期的に夜間・日曜窓口を開設し、開設日は広報、ホームページその他通知により周知に努めています。	保険年金課
② 「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行令第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。	施行令第1条の「特別な事情」があると認められる場合は被保険者証の返還を求めません。 資格証明書、短期被保険者証について、一律な運用にならないように保険料を滞納されている世帯との接触の機会を確保し、事情を把握したうえで、法令、通知に基づき適切に運用しています。資格証明書は、公平な負担という理念を踏まえ制度化されているものです。また短期被保険者証についても、接触の機会確保のためのものと考えております。 高校生世代以下への被保険者の保険者証についても、法令、通知に基づき適切に交付しています。	保険年金課
③ 滞納処分については法令を順守し、処分前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとずきただちに滞納処分の停止を行うこと。	保険料を滞納されている世帯とは接触の機会を確保し、きめ細やかな納付相談を通じて、世帯ごとの納付困難な状況を把握することに努めています。その中で特別な事情もなく滞納されている世帯については滞納処分も含めた収納対策を行うものと考えています。 生活保護受給者については大阪府の通知に基づき運用しています。	保険年金課
④ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。	事務担当者の変更等に伴う事務引継ぎや事務内容の把握については各担当において、正確に行えるよう努めていますが、これからもより一層努めていきます。	保険年金課
⑤ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。	きめ細やかな納付相談を行い生活困窮など状況を把握した場合は必要に応じて生活保護担当課へ引継ぎするなど連携を図っています。	保険年金課

⑥	国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。	今後、研究させていただきます。	保険年金課
⑦	広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。	「保険財政共同安定化事業」の見直しは、市町村と府、国保連合会で構成する「広域化等支援方針策定に関する研究会」、及び下部組織である「財政運営ワーキンググループ」で議論し決定されました。また、拠出超過については府調整交付金で激変緩和措置がとられ、平成25、26年度の同方針にも激変緩和措置が明記されています。	保険年金課
⑧	福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。	この点は全国的にも要望されており、羽曳野市においても引き続き要望します。	保険年金課
⑨	救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品、医療材料、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。	救急医療については、南河内において二次救急医療体制、準夜初期救急体制が現在、各市からの負担金で実施運営されています。また、災害拠点病院については、大阪府において、地域災害医療センターとして2次医療圏に1か所設置されています。防災対策としましては、羽曳野市地域防災計画に基づき、アルファ米、飲料水、毛布等の生活必需品を備蓄し、賞味期限の確認や、定期的な管理を行っています。羽曳野市においては、災害時医療センターとして、藤本病院や災害時協力病院として市内各病院が指定されています。また、救急医療、災害医療については、市長会を通じ毎年その充実についての要望を行っているところです。	危機管理室、健康増進課

2. 健診について

要望項目	回答	担当課
① 特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。	本市においては、40歳以上市民全員を対象として特定健診に14の検査項目を上乗せする「羽曳野市民健診」を平成24年度から開始しています。費用は無料です。（国保特定健診は自己負担1,000円です。）羽曳野市国保特定健診の受診率は大阪府下平均より高い水準を維持しています。今後も受診率向上のため他自治体との情報共有等を行っていきます。	健康増進課
② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。	がん検診の同時実施については、PSA検査の同時実施を行っています。胃、肺、大腸がん検診や女性がんにおいては、実施に向けた課題検証も必要と考えます。	健康増進課
③ 人間ドック助成を行うこと。	羽曳野市国保では既に医療保険者として人間ドック費用助成を実施しています。また、大阪府後期高齢者医療広域連合においても平成22年度から実施されています。	保険年金課
④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。	健診については、現在、委託事業として市医師会の各医療機関において実施しています。	健康増進課

3. 介護保険について

要望項目	回答	担当課
① 一般会計からの繰り入れで介護保険料（基準額）を引き下げること。第1, 2段階を引き下げること（基準額の0.3程度以下とすること）。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。	介護保険制度は、公費半分、保険料半分で制度設計された社会保険制度であり、保険料を引き下げるため、制度的に決まっているもの以外に一般財源を投入することは、国が認めていません。第5期計画において、被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、保険料設定を9段階から11段階へと細分化を図りました。	高年介護課
② 国庫負担割合の引上げを国に求めること	府市長会を通じ、継続して国に対して要望したところです。	高年介護課
③ 給付範囲の縮小（軽度者等の保険給付範囲縮小）及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。	持続可能な社会保障制度の確立に向けて、国において議論、報告が行われましたが、その結果を踏まえた今後の国の動向について注視していきたいと考えます。介護予防生活支援総合事業については、現時点で実施する予定はありません。	高年介護課
④ 国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度だけでなく、抜本的な見直しを検討し国庫負担による恒久的な措置を講じるよう府市長会を通じて国に要望しています。	高年介護課
⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。	第4期計画期間において地域密着型施設の整備を行い、小規模特別養護老人ホーム2か所（58床分）、認知症対応型グループホーム3か所（54床分）を整備しました。第5期計画においては、新たな整備を予定していませんが、第6期計画の策定に向けて、高齢者のニーズの把握に努めていきます。サービス付き高齢者向け住宅については、関係法令に沿った適切な運営を行うよう、所管部署との連携を図っていきます。	高年介護課
⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。	本市においては、利用者の状態に応じた必要なサービスを制限するような取扱いは行っておりません。本市における介護保険給付に係る各種取扱いは、利用者の状態に応じた介護（予防）サービスの提供が、介護保険法及び基準省令等に沿い適切に行われるように、事業者を指導・援助することを主眼としており、今後も利用者本位の適切なサービス提供が行われるよう支援してまいります。	高年介護課
⑦ 監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。	事業者に対しては、法に基づいた適切なサービスが利用者に提供されるよう指導に努めています。なお、本市は大阪府から指定居宅サービスの指定権限の移譲を受けていません。	高年介護課

⑧	ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。	ケアプランチェックは、不適切なサービス等の是正を図ることで、利用者に対する公平・公正かつ適切なサービスを確保し、介護保険制度の信頼性を高めていくことを目的に実施しています。今後も介護給付費適正化に向けて、介護サービスやケアマネジメントの質の向上に取り組んでいきます。	高年介護課
⑨	障害者の65歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。	介護保険制度において、非課税世帯については、利用者負担額の上限が定められており、それを超えた額は高額介護サービス費として払い戻されています。また、サービス受給者の公平性の観点からも利用者負担を無料にすることは困難と考えます。障害福祉サービスと介護保険サービスと重複するサービスは原則として介護保険が優先されますが、障害固有のニーズによる必要な支援が介護保険サービスで受けられない場合は、障害者施策のサービスを受けることが可能となっています。	高年介護課

4. 生活保護について

要望項目	回答	担当課
① ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。	生活保護の実施体制については、適正な運営を図るため「標準数」に基づくケースワーカーが確保できるよう努めています。ケースワーカーの研修の重要性も認識しており、可能な限り各種研修会への参加をすすめています。窓口対応については、法令遵守の丁寧な対応に努めています。	福祉総務課
② 埼玉県三郷（みさと）市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。	平成22年度に「生活保護のしおり」を改訂するとともに、相談時には生活保護の制度をなるべく分かりやすく説明しています。「生活保護のしおり」については、ケースワーカーの意見も踏まえて現在改定作業をすすめているところです。「しおり」は、相談時随時お渡ししており、申請書は生活保護の申請の意思を示した方について、お渡ししています。	福祉総務課
③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。	申請時に違法な助言指導を行う事はありません。他の法律や他の施策（制度）の活用など適切な助言を行っています。就労指導については、保護決定後に本人の意思を確認のうえ、取り組んでいます。	福祉総務課
④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。	通院交通費については、国の平成22年3月12日付け通知の内容を受け、医療扶助運営要領に基づき対応を行っています。また、就職活動に関する移送費についても活動内容の確認をとりながら支給しています。	福祉総務課
⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。	当福祉事務所では、休日、夜間、急病時には、医療機関で生活保護を受給中であることを告げて受診し、開庁時に医療券を取りに来てもらうことで対応しています。子どもの校外学習時や修学旅行時には、「修学旅行等参加中の医療について（依頼）」という依頼文を交付し、受診に際しての配慮を行っています。医療受診についても、法の趣旨に則り適正な医療券交付を実施しています。	福祉総務課
⑥ 枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有が認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。	自動車保有については、保護の実施要領に基づいた対応を行っており、要件を満たす場合には、保有を認めています。	福祉総務課

<p>⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>警察官OB職員については、福祉事務所への行政対象暴力等の抑止力及び、面接相談時等における適切な対応支援等を目的に配置しています。尾行・張り込み等を行うものではなく、福祉事務所の体制整備の一環として行っています。「適正化」ホットラインについては、現在実施していません。</p>	<p>福祉総務課</p>
---	--	--------------

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

要望項目	回答	担当課
<p>① こども医療費助成制度は、2012年4月段階で1) 全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2) 1293自治体(74%)が所得制限なし、3) 752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、これはいかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。</p>	<p>子ども医療の拡大については、市長会を通じての要望など、機会あるごとに継続して要望を行っていきます。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>② いまだ全国最低レベルの妊婦健診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること</p>	<p>厳しい財政状況の中、「大阪府妊婦健診支援基金事業」は、平成24年度で終了し、平成25年度以降は普通交付税として措置されました。依然財政負担は少なくない状態であり、健康な妊娠・出産を迎えるうえで最低限必要な公費助成として、確保が必要なものと考えています。今後においても充実に向け鋭意努力したいと考えます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとならないよう対策をとること。</p>	<p>本市の就学援助受給資格については、羽曳野市就学援助規則の定めにより、生活保護基準に基づく受給資格以外に、児童扶養手当の受給者等、全11号に渡る要件を定め、幅広い層の経済的困窮者の救済を行っており、より弾力的で柔軟な対応に努めているところです。就学援助申請については、5月から翌年の2月までの間、学校及び教育委員会事務局において随時受付しており、被援助者の利便を十分に考慮したものとなっています。本市の就学援助費支給月は、第1学期分の支給日が7月中旬。第2学期分が12月中旬。第3学期分が3月中旬と、それぞれ学期毎に援助費の支給を振り分けることによって、可能な限り早急な対応に尽力しています。生活保護基準の引き下げに伴う就学援助制度への影響については、当課でもたいへん懸念しているところであり、生活保護基準引き下げに伴う激変緩和のための経過措置等を含め、このことが本市の就学援助制度に対して、どの程度の影響を及ぼすかについて現在調査中です。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。</p>	<p>既存の市営住宅の整備改善を進めているところであります。ある程度の目途が立ち次第、ご要望のありました新婚・子育て世帯に対する家賃補助等の支援制度化についても検討を図って行きたいと思っております。</p>	<p>建築住宅課</p>

6. 地域独自項目（1-5の項目で重複する部分もあります）

要望項目	回答	担当課
① 国民健康保険料を府下平均まで引き下げること。	保険料率は、見込んだ保険給付費等の国保事業に要する費用から、国・府からの交付金、補助金及び一般会計からの繰入金等を差し引いた後、保険料に賦課する必要な財源を適切に算定しています。	保険年金課
② 子供の医療費助成を通院も小学校卒業まで引き上げること。	子ども医療助成は、平成24年4月に入院について小学校卒業まで引き上げました。現行の助成制度については課題と認識し、本市の子ども子育て支援施策の中において総合的に考えていくものとしています。	保険年金課
③ 高齢者が外出しやすいようにバス運賃の助成、および、循環バスの充実を。	寝たきり等で一般の交通機関の利用が困難な方（主に要介護4、5）については「在宅高齢者移送サービス」として福祉タクシーの利用助成をしています。また、高年生がいサロンでの介護予防事業等の参加者への送迎についても、その実施場所の指定管理者との協定を結び、参加しやすいよう考慮しています。 それ以外の一般高齢者対象の運賃補助等については予算確保等の観点から、現在は考えていません。また、高齢者の移動手段として循環バスも重要と考えていますので、さらに利用しやすいものとなるよう関係各課に働きかけていきます。	高年介護課
④ 中学給食を自校方式で完全給食にすること。	公共施設循環バスは、平成4年度に2台で運行を開始し、その後市民の要望等に基づき、バスの増台及びコースの改善を行ってまいりました。 現在は、7台・8コースで平成24年度には延べ約120,000人の利用がありました。 今後も事業全体の検討を行い、さらに安心・安全な運行を行って参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。	管財用地課
⑤ 介護給食を自校方式で完全給食にすること。	本市では、平成24年度より中学校給食を、民間調理場活用方式の選択制の完全給食で提供を行っています。この方式を選択した主な理由は、従来から家族の絆を深めるものとして、家庭の手作り弁当を推奨してきた経緯があること、また自校方式であれば、校内に調理施設を新築する必要があるため、スペース及び必要経費の面から、困難であると判断したものです。今後も、現行方式により給食提供を行うとともに、近隣市の状況も踏まえ、調査研究してきたいと考えています。	教育総務課
⑥ 介護保険料を3%枠を介護予防事業に取り組んでいる街角デイハウスに補助金として予算化すること。	現在、市内2箇所の街かどデイハウスに対して、「羽曳野市街かどデイハウス事業補助金」として予算化し、それぞれ480万円（うち180万円は介護予防事業として介護保険給付の3%枠の地域支援事業から支出）の補助をしています。 来年度もこの補助金は継続予定ですが、今のところ増額は考えていません。	高年介護課
⑦ 全小・中学校の教室にエアコンを設置すること。	小・中学校の暑さ対策については、エアコンや扇風機その他、緑のカーテンや屋上への散水、窓へのよしずの設置、熱交換塗料の活用など、幅広く研究していきたいと考えています。本市では、限られた財源のなか、まずは子どもの安全・安心を最優先に、平成27年度での小・中学校耐震化100%を目標に整備を行っているところであり、現時点で教室へのエアコン設置計画はございませんが、音楽室など一部の特別教室へのエアコン設置は、順次、整備に努めていきたいと考えています	教育総務課
⑧ 国民年金後納制度利用者のための貸付制度を作ること。	年金制度に関する業務運営は日本年金機構が取り扱うものとされ、市区町村においても一部年金関係の手続きや相談を行っていますが、現在のところ貸付制度を設ける考えに至っておりません。	保険年金課
⑨ 妊婦健診を全額補助すること。	厳しい財政状況の中、「大阪府妊婦健診支援基金事業」は、平成24年度で終了し、平成25年度以降は普通交付税として措置されました。依然財政負担は少なくない状態であり、健康な妊娠・出産を迎えるうえで最低限必要な公費助成として、確保が必要なものと考えています。今後においても充実に向け鋭意努力したいと考えます。【再掲（5. ②）】	保険年金課

⑨	全小・中学校のプールに遮光できる場所を作ること。	プール（サイド）の遮光となる場所は、現在小・中学校では、既存の支柱を利用し、よしず等で屋根部を作り日陰を作っています。他にもテントを張るなど、児童生徒の身体への配慮を行っています。	教育総務課
⑩	ホームレス対策で市営住宅の利用などで住宅の斡旋をすること	生活困窮者であるホームレスへの支援政策については、保健福祉部福祉総務課で行っておりますが、ご要望されたことについては、福祉部門と連携を図って行きたいと思っております。	建築住宅課
⑪	安心して出産できる場所の拡充を。	近年、産科医師不足等を背景に、分娩可能施設が減少傾向にあります。より安心して妊娠、出産ができるよう、体制整備を図る必要があり、市長会を通じ、周産期医療への充実要望も行っているところです。	健康増進課